情報・システム研究機構国立極地研究所「NIPR 学術データベース」における DOI 付与ガイドライン

[National Institute of Polar Research Science Database; http://scidbase.nipr.ac.jp]

平成28年9月30日 研究所会議決定 **最終改正** 令和6年3月26日

- 第1条 情報・システム研究機構国立極地研究所の「NIPR 学術データベース」における DOI 付 与指針を以下に定める。
- 第2条 該当メタデータの「公開についての項目(公開方法・データポリシー・問い合わせ先、等)」の記載情報を元に、情報・システム研究機構国立極地研究所デジタルオブジェクト識別子(DOI)付与ガイドライン第2条に規定する適否基準を勘案して、情報・システム研究機構データサイエンス共同利用基盤施設極域環境データサイエンスセンター(以下「センター」という。)で総合的に判断する。
- 第3条 適否基準としては、「データ公開方法 (Publication)」項目において、下表の分類におけるランク「3」以上を必須とする。

ランク	公 開 方 法	データ取得方法
0	公開されていない(HPなし)	管理者に連絡
1	公開されていない(HPなし)	CD・DVD・報告書等で配布
2	HPあり	図・グラフ等が閲覧可能)
3	HPあり	実データの取得が可能(パスワード等
		が必要な場合も含む)

- 第4条 学術データベースのポータルサーバでは、各メタデータの管理番号 (ID)毎に DOI を自動採番するルールを採用しているため、「メタデータ単位」で DOI を付与する。
- 第5条 該当するデータへの DOI 付与作業は、センターの学術データベースポータルサーバ管理者 (dbase@nipr.ac.jp) が行う。

附則

この規則は、平成29年7月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成30年3月30日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。